第八管区海上保安本部　公　示　第　２６　号

水路業務法（昭和２５年法律１０２号）第八条の規定に基づき、鳥取県泊漁港の水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和４年　６月３０日

第八管区海上保安本部長
榎本　雄太（公印省略）

１　許可を受けた者の氏名又は名称及び住所
名称　鳥取県中部総合事務所県土整備局
住所　鳥取県倉吉市東巌城町２
２　水路測量を実施する区域及び期間
区域　付図のとおり
期間　令和４年７月１５日から令和４年１１月３０日
３　水路測量の実施方法
ＧＮＳＳによる測位、音響測深機による測深
４　航行船舶に対する安全措置
測量に従事する船は、水路業務法施行規則（昭和２５年運輸省令第５５号）第六条に定める標識（白紅白えん尾旗）を掲げる。